重要事項説明書

契 約 書

訪問看護ステーション　桐の芽

重要事項説明書

この説明書には、訪問看護ステーション桐の芽(以下「事業所」という。)に関する重要な事項を記載していますのでよくお読みください。なお、不明な点につきましては訪問看護師にお尋ねください。

□ 1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問看護ステーション 桐の芽は、地域に開かれた在宅サービス機関として、年齢・疾患を問わず、在宅で継続して療養を受ける状態にあり、在宅療養に不安のある方、要介護・要支援と認定された方、医療処置や医療機器の管理が必要とされる方、ご病状が不安定な方、できる限りご自宅での療養を希望される方に対し、責任ある訪問看護を提供することを目的とします
運 営 方 針	ご利用者及びその家族を尊重し、その生活の質の確保を重視し、信頼され安心できる個別性のある看護を柔軟に提供いたします。また、主治医及び地域の各関連機関と連携を図り、医療・保健・福祉の連携をベースにご利用者の意思や主体性を尊重します。職員は自己研鑽に努め、より豊かな人間性を身につけ、在宅ケアの知識・技術の向上に努めます。

□ 2. 事業の内容と職員体制

施 設 名	訪問看護ステーション 桐の芽
管 理 者	村田　絹代
職　　員	看護師: 5 名
所 在 地	群馬県桐生市織姫町6番3号 電話番号: 0277-44-7171 (代)　FAX : 0277-44-7170

□ 3. 営業時間および休業日

営業時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分 (訪問時間について、ご希望に沿えない場合もあります)
休 業 日	土・日曜日、祝祭日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) (訪問予定が祝日になる時は、訪問日を変更いただく場合もあります)

※但し、状態によりこの限りではありませんのでご相談ください。

□ 4. 訪問看護の内容

病状や全身状態の観察、清潔の援助、環境整備、服薬指導と管理、食事や排泄等日常生活の世話と指導、床ずれ予防と処置、看護師によるリハビリテーション、認知症患者の看護、終末期の看護(死後の処置を含む)、療養生活や介護方法の助言、カテーテル等の交換、その他在宅療養を維持するために必要な処置を行います。

※土・日曜日、祝祭日や緊急時の訪問では、必要な処置のみをさせていただきます。

□ 5. 緊急時の対応

利用者の症状や心身の状態が急変した場合は、速やかに主治医に連絡し対応いたします。

24 時間対応体制加算利用 緊急時訪問看護加算利用	あり	携帯電話にて 24 時間対応します。
	なし	営業時間内での対応になります。

□　6. 利用料(自己負担分)

※公費・福祉適用のある方は受給者証のコピーをご用意ください。

1) 医療保険

利用の場合　※医療保険証のコピーをご用意ください。

訪問は 3 回/週までが限度(疾患・症状により限度なし)となります。

【自己負担の割合】		
健康保険(国保・社保)	一般(70 歳未満)	3 割
	高齢者受給者(70 歳以上 75 歳未満)	1 割～3 割
	後期高齢者医療(75 歳以上)	1 割～3 割
【基本料金】		
訪問看護基本療養費Ⅰ(週 3 回まで)		5,550 円/回
〃	(週 4 回以降)	6,550 円/回
訪問看護管理療養費	(月の初日)	7,670 円/回
〃	(月の 2 日目以降)	2,500 円/回
早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)		2,100 円/回 ┐ 基本療養費に追加
深夜(22:00～6:00)		4,200 円/回 ┘
【加算】		
24 時間対応体制加算		6,800 円/月
特別管理加算 (膀胱留置カテーテル、ポート、胃ろう等)※1		5,000 円/月
〃	(ストーマ、酸素、人工呼吸、自己導尿、点滴管理等)※2	2.500 円/月
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円/日
	月 15 日目以降	2,000 円/日
複数名訪問看護加算 (2 名以上での訪問)		4,500 円/週 3,000 円/ 3 回/週
長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分を超える場合)		5,200 円/週
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回の場合	4,500 円 2 回目に加算
	1 日 3 回の場合	8,000 円 3 回目に加算
情報提供療養費		1,500 円/回
退院時共同指導加算(退院前カンファレンスを開催した場合)		8,000 円/回
特別管理指導加算		2,000 円/月
退院支援指導加算 (90 分を超えた場合)		6,000 円/回(8,400 円)
ターミナルケア加算		25,000 円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		780 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月

【保険適用外料金】	
超過利用料(2 時間を超える看護を提供した場合)	1,100 円/30 分
時間外利用料	1,100 円/30 分
休日利用料	1,100 円/30 分
交通費	330 円/回 往復 20km以上2km毎に 55 円ずつ増
永眠時の処置料	11,000 円

2)介護保険

利用の場合 ※介護保険証のコピーをご用意ください。

【自己負担の割合】			
1 割又は 2 割			
【基本料金】			
8：45 ～17:30		早朝 6:00～8:00 夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
訪問看護Ⅰ-1 20 分未満	介護 3,140 円 予防 3,030 円	左記金額に 25%加算	左記金額に 50%加算
訪問看護Ⅰ-2 30 分未満	介護 4,710 円 予防 4,510 円		
訪問看護Ⅰ-3 30 分以上 60 分未満	介護 8,230 円 予防 7,940 円		
訪問看護Ⅰ-4 60 分以上 90 分未満	介護 11,280 円 予防 10,900 円		

【加算】	
複数名訪問加算 30 分未満	2,540 円/回
(2 名以上での訪問) 30 分以上	4,020 円/回
長時間訪問看護加算(1 時間 30 分を超える場合)	3,000 円/回
緊急時訪問看護加算	6,000 円/月
特別管理加算Ⅰ(膀胱留置カテーテル、ポート、胃ろう等)※3	5,000 円/月
〃 Ⅱ(ストーマ、酸素、人工呼吸、自己導尿、点滴管理等)※4	2,500 円/月
初回加算Ⅱ(退院日翌日以降)	3,000 円/月
初回加算Ⅰ(退院日当日)	3,500 円/月
退院時共同指導加算(退院前カンファレンスを開催した場合)	6,000 円/回
ターミナルケア加算	25,000 円

【保険適用外料金】		
交通費	桐生市・みどり市	無料

	桐生市・みどり市 以外	往復 20km以内　無料 往復 20km以上　330 円/回(2km 毎に 55 円ずつ増)
永眠時の処置料		11,000 円

□ 7. 利用料の支払いについて

※「利用料納入通知書・領収書」以下「請求書」と記載

利　用　料	当該月末締め(現金払い)
請求書の発行	翌月 10 日以降、訪問時にお渡しいたします。

＜支払方法＞

訪問時	職員による 集金	請求書をお受け取りになった次の訪問までにつり銭のないよう支払いをお願いいたします。
窓　口	桐生厚生総合病院 「外来受付 5 番」	お手元に請求書が届いていない場合は、来院される日時に合わせて窓口に請求書を届けておきますので、事前にご連絡ください。 ※クレジットカードはご利用になれません。
振　込	各金融機関	振り込み手数料は利用者負担となります。

※介護保険で訪問看護を利用し、申請中や区分変更中等認定が確定していない場合は、認定後の請求書発行となります。

※訪問終了後の支払いについて、請求書ができ次第、電話連絡いたします。ご都合がよろしければ、直接ご自宅に伺い、集金いたします。

□ 8. 利用の中止、変更、追加

訪問看護計画による訪問の内容・回数・曜日・時間帯は、利用者のご希望により、訪問看護計画書で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。

＜利用者のご都合・ご希望によるもの＞

サービス利用の中止(キャンセル)は、1 週間前までにお知らせください。可能な限り変更対応させていただきますが、ご希望に添えない場合もあります。利用者の方のご都合で変更した場合、次の方の訪問に影響しないよう、時間を短縮させていただくことがあります。緊急の用事や病変等により、やむを得ず中止となる場合は、できるだけ速やかにご連絡ください。キャンセルが多い場合、計画の見直しをさせていただきます。

□ 9. 利用の解約

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し入れることができます。その場合には、7 日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

□ 10. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権擁護、虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
2) 虐待防止に関する担当者　　村田　絹代
3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
4) 虐待防止のための指針の整備をしています。

5) 職員に対して、虐待を防止するために定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に職員が虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します

□ 11. 身体拘束について

当事業所では、サービスの提供にあたり、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その方法及び時間、心身の状況並びに理由等必要な事項をカルテに記載することとします。

□ 12. ハラスメントに対する措置

適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、職員への次の様なハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。利用者と家族との信頼関係をもとに、安全・安心な環境でサービスを提供できるようご協力をお願いします。

1) 大声や奇声、暴言、恫喝または脅迫的な言動
2) 暴力行為、もしくはその恐れがある行為
3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害する行為
4) 謝罪、土下座及び謝罪文を強要すること
5) 許可なく撮影、録画及び録音すること
6) 職員の故意的な接触、卑猥な言動等の公然わいせつ行為及びストーカー行為
7) その他、迷惑と判断できる行為及び業務に支障をきたす行為

□ 13. 職員の禁止行為について

職員はサービスの提供にあたり、次の行為は行えません。

1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
2) 利用者の同居家族に対するサービス提供
3) 利用者の自宅以外で訪問看護の提供
4) 買い物や調理等の家事全般
5) 通院の付き添いや処方薬の受け取り

※利用者及び家族の方からのお心遣い・訪問時の飲食等のもてなしはご遠慮いたします。

□ 14. 事故発生時の対応

当事業所では、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに適切な処置を施すと共に、市町村、利用者家族、居宅支援事業者等に連絡いたします。

当事業所に起因する事故により賠償責任が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。

□ 15. 要望・苦情の対応

当事業所に対する要望や苦情の対応につきましては、病院の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た方に説明いたします。

要望・苦情受付窓口	訪問看護ステーション桐の芽　村田　絹代(管理者)
電　話　番　号	0277-44-7171(代)　内線 700 番
対　応　時　間	月曜から金曜 8 時 45 分から 17 時 30 分

桐生市保健福祉部健康長寿課	0277-46-1111　(8 時 30 分から 17 時 15 分)
みどり市保健福祉部介護高齢課	0277-76-2111　(8 時 30 分から 17 時 15 分)

群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課	027-290-1323　(9 時から 17 時)

□ 16. 個人情報の利用目的

当事業所では、利用者及び家族の個人情報については、その取扱いには細心の注意を払っています。下記の情報提供を除き、利用者・家族の承諾なしに、第三者に情報提供する等の秘密漏洩はいたしません。

1) 介護保険サービスの利用のため市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供。

2) 訪問看護ステーションと市町村等の実施する保健福祉サービスとの連携を強化して、利用者に対する総合的な在宅医療を推進することを目的とした市町村への情報提供。

3) 訪問看護のサービスの質の向上のため、利用者が特定されないように配慮した上での、学会、研究会での事例研究の発表等。

□ 17. 看護学生及び桐生厚生総合病院看護師の在宅看護実習へのお願い

当事業所では、看護学生の実習を受け入れる場合があります。訪問時に学生と一緒に訪問させていただくこともあります。また、桐生厚生総合病院の看護師が研修のため一緒に訪問させていただくことがあります。看護師の育成のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※但し、学生の訪問を断りたい場合は、職員にお申し付けください。

□ 18. 感染症への対策とお願い

1) 当事業所の対策

- 職員全員、毎日検温を行います。37.5 度以上の発熱やのどの痛み、咳、だるさといった症状が少しでもある場合には、感染症の診断がなくても自宅待機とします。
- 感染拡大や、学校等の休校により、出勤困難な職員が増えた場合、状態が安定されている方には訪問回数を減らす等のご相談をさせていただきます。
- 訪問時は、マスクと必要時アイガード、プラスチックエプロン、プラスチック手袋を着用します。

2) 利用者及び家族へのお願い

- 訪問時に、利用者と家族に風邪症状がある場合はマスク着用をお願いします。
- 利用者や家族が発熱等の症状がある場合には事前にご連絡ください。
- 利用者が感染症を疑われた場合は、主治医と相談し対応させていただきます。利用者の感染を予防するため、症状によっては訪問看護を中止させていただくか、訪問を 1 日の最後の時間に変更させていただくことがあります。
- 家族に発熱等の症状がある場合は、職員が訪問し、利用者の看護を実施している間は、別室にて待機してください。
- 利用者や家族も手洗いや咳エチケットをお願いいたします。

感染予防のため、手洗いやアルコール消毒を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。

※1 医療保険 特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者(重症度等の高い利用者)

- 在宅麻薬等注射指導管理
- 在宅腫瘍化学療法注射指導管理
- 在宅強心剤持続投与指導管理
- 在宅気管切開患者指導管理
- 気管カニューレの使用
- 留置カテーテルの使用

※2 医療保険 特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者(重症度の高い利用者を除く)

- 在宅自己腹膜灌流指導管理
- 在宅血液透析指導管理
- 在宅酸素療法指導管理
- 在宅中心静脈栄養法指導管理
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 在宅自己導尿指導管理
- 在宅人工呼吸指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- 在宅自己疼痛管理指導管理
- 在宅肺高血圧症患者指導管理
- 人工肛門、人工膀胱の設置
- 真皮を越える褥瘡
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定

※3 介護保険 特別管理加算Ⅰの対象者

- 在宅麻薬等注射指導管理
- 在宅腫瘍化学療法注射指導管理
- 在宅強心剤持続投与指導管理
- 在宅気管切開患者指導管理
- 気管カニューレの使用
- 留置カテーテルの使用

※4 介護保険 特別管理加算Ⅱの対象者

- 在宅自己腹膜灌流指導管理
- 在宅血液透析指導管理
- 在宅酸素療法指導管理
- 在宅中心静脈栄養法指導管理
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 在宅自己導尿指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- 在宅自己疼痛管理指導管理
- 在宅肺高血圧症患者指導管理
- 人工肛門、人工膀胱の設置
- 真皮を越える褥瘡
- 週 3 日以上の点滴注射

契約書

本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から1年間（医療保険利用の場合）または利用者の要介護認定の有効期間満了日まで（介護保険利用の場合）とします。契約期間の満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、本契約と同一条件をもって自動延長されるものとします。

訪問看護ステーション 桐の芽は、主治医の指示書に基づき、利用者の状況に応じた看護計画を作成し、訪問看護を実施してまいります。契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。また、その提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

群馬県桐生市織姫町 6 番 3 号
桐生地域医療企業団
企業長　　加藤　広行

説明者　訪問担当

説明日　令和　　年　　月　　日

私は、上記内容について、重要事項説明書により訪問看護について説明を受けました。
個人情報の利用目的を含む重要な事項に同意し、契約します。

ご利用者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との関係：　　）

（ご家族）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との続柄：　　）

作成 7.4.1